

# 第1章 計画策定の背景



## 1. 計画策定の趣旨

文化芸術の振興についての基本理念を明らかにし、施策を総合的に推進するために国において制定された「文化芸術振興基本法」の公布施行と併行し、本市においても市議会議員の提案による「苫小牧市民文化芸術振興条例」が平成13年12月に可決され、平成14年4月1日から施行となりました。

同年、教育委員会内に文化芸術振興の専門組織や、市長の附属機関として文化芸術の振興に関する重要事項を審議する「苫小牧市民文化芸術審議会」が設置となりました。

審議会では、翌年(平成15年3月)、苫小牧市民文化芸術振興条例の規定に基づき、市が行う文化芸術施策を総合的に推進するための基本的な方針として、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を策定しました。

「苫小牧市民文化芸術振興推進計画(第1次)」は、この「基本的な方針」に基づき、市が取組む具体的な施策を明らかにするため、平成18年4月から平成28年3月までの10年の計画期間をもって策定したものです。この計画のもと文化芸術振興のための新たな事業や、多くの市民が参加する行事を開催するなど事業を拡大し、多彩な取組を展開して計画を推進してきました。

この度、計画期間の終了を迎えるにあたり実施した市民アンケートや、文化芸術審議会での審議において、市民の文化芸術に対する意識やこれまでの取組の課題について明らかになりました。また、文化芸術を取り巻く社会背景や市民意識の変化による新たなニーズなど、さまざまな課題に的確に対応できる計画へと修正する必要が生じてきました。

第2次苫小牧市民文化芸術振興推進計画は、「文化の薫り高く潤いのあるまちづくり」に資することを目標とし、第1次計画の内容を引き継ぐとともに課題を解決へと導き、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進に向けた新たな一步を踏み出すため、内容を深めて充実し、「基本的な方針」の着実な推進に向けた指針として策定するものです。

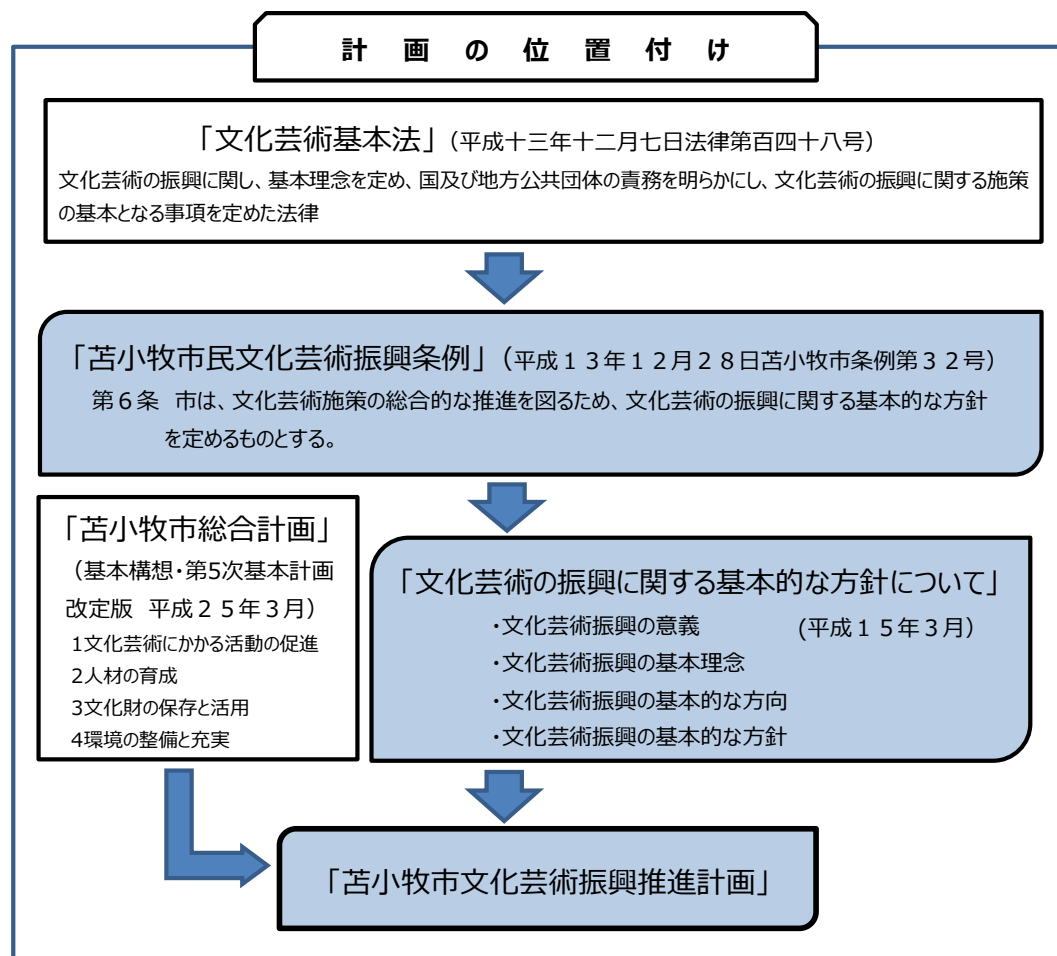
## 2. 計画期間

本計画は「文化の薫り高く潤いのあるまちづくり」を目標としており、計画内容については理念的要素が強く、何よりも継続性が求められることから、計画期間は平成28年4月から平成38年3月までの10年間(28年度から37年度)とします。

### 3.計画の位置付けと策定体制

#### (1)計画の位置付け

本計画は平成25年(2013年)に制定された「苫小牧市総合計画」(基本構想・第5次基本計画改訂版)を上位計画とし、苫小牧市民文化振興条例や市の計画との連携を図りながら文化芸術振興に係る施策を総合的に推進し、実現するための部門別計画とします。



#### (2)策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、文化芸術関係者、市民等で構成する「苫小牧市文化芸術審議会」で審議し、内容の検討とともに、市民アンケートやパブリックコメントにより広く市民から意見をいただきました。

##### ○苫小牧市文化芸術審議会

平成25年度第2回審議会(平成26年3月開催)から平成27年度第6回審議会(平成27年11月開催)まで審議を行い、第1次計画の検証・評価や、本計画の施策についての提言をいただきました。

#### ○市民アンケート

計画策定のための基礎資料として、平成26年7月1日から7月18日までの実施期間を設け、住民基本台帳から無作為に抽出した16歳以上の市民2,000人を対象に、文化芸術に対する考え方、文化芸術に対する参加の意向、文化芸術活動を行うための問題点と解決策、回答者の属性など、全10項目の設問に対し回答をいただきました。

#### ○パブリックコメント

### 4.取り巻く背景の変化

#### (1)国の動向

文化芸術の振興についての基本理念を明らかにし、その方向性を示した「文化芸術基本法」が施行され、基本理念のほか、国と地方公共団体の責務や文化芸術の振興に関する基本的な方針の策定義務が定められました。現在までに第1次から第4次までの基本方針が閣議決定され、諸情勢の変化に応じた基本視点や取組事項が定められ、推進されています。

平成27年5月に閣議決定の文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)では、文化芸術資源で未来をつくり「文化芸術立国」の姿を創出していく国家戦略を目指すことや、諸情勢の変化を踏まえた以下の対応が挙げられています。

《文化芸術を取り巻く諸情勢の変化を踏まえた対応(※第4次基本方針から一部抜粋)》  
(地方創生)

人口減少社会が到来し、特に地方においては過疎化や少子高齢化等の影響、都市部においても単身世帯の増加等の影響により、地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足が指摘されている。

文化芸術、まちなみ、地域の歴史等を地域資源として戦略的に活用し、地域の特色に応じた優れた取組を展開することで交流人口の増加や移住に繋げるなど、地域の活性化を図る新しい動きを支援し、文化芸術を起爆剤とする地方創生の実現を図る。

(情報通信技術の発展等)

インターネット等の情報通信技術の急速な発展と普及は、国境を越えた対話や交流を活性化させたり、情報の受信・発信を容易にしたりするなど、あらゆる分野において人々の生活に大きな利便性をもたらし、文化芸術活動の創造活動への貢献のみならず、多様で広範な文化芸術活動の展開に貢献するものである。一方、新たな社会的課題を惹起(じゃっき)している。例えば、人間関係に及ぼす様々な影響が指摘されるほか、違法配信等による著作権侵害の深刻化といった問題も生じている。こうした情報通信技術の利点や課題等を踏まえ、デジタルアーカイブ化の促進やデジタル・ネットワーク社会に対応した著作権制度等の整備を図る。

## (2)本市の文化芸術を取り巻く状況

本市の文化芸術振興事業は、公共施設などにおける活動とともに、市民文化祭や文化芸術鑑賞事業の開催により、文化芸術に触れる機会の拡充に努めてきたところです。さらには、昭和52年12月に市内の篤志家（地元建設会社相談役）からの寄附が契機となり、その売却益や利息、賃借料を原資とする条件のもと「苫小牧市文化振興基金運営委員会」を組織し、公演など市の主催事業や、市民・文化団体が行う文化芸術活動への補助などに活用され、一層の文化芸術活動の活発化につながりました。

また、平成14年には「苫小牧市民文化芸術振興条例」、「苫小牧市民文化芸術振興基金条例」が施行となり、文化芸術に対して一層の弾みになったところです。さらに、これまでの寄附は新たに設立した「苫小牧市民文化芸術振興基金」へと積立金を引き継ぎ、現在はこの基金と基金設立の趣旨に賛同していただいた方々の寄附を併せ、文化芸術振興事業として多彩な事業を実施しています。

## 5.基本的な考え方

### (1)計画の推進体制

本計画の施策を着実かつ効果的に進めていくためには、行政、市民、NPO、ボランティア、芸術家、文化芸術団体、メセナ企業、教育機関など、各活動主体がそれぞれの立場を生かし取り組む必要があります。

行政は文化芸術振興施策の全体的なマネジメントを行うほか、進捗状況の把握や取りまとめを行い、各主体が円滑に取組を進められるよう、連携を深め、全体として計画が推進するように調整を図っていきます。

さらに、行政の内部では各関係部局間の連携を図るほか、苫小牧市文化芸術審議会に取組状況を報告していきます。また、事業実施時のアンケートや、各主体のネットワークを活かした提言やご意見箱の設置など、多様な媒体を活用した市民ニーズの把握に努め、事業を実施していきます。

### (2)第2次計画の取組の検証、評価

計画に盛り込まれた内容は、社会情勢の変化や財政状況などにより実現が困難になることも想定されます。各施策については、実現に向けた取組みが着実に進むように継続的な検証を行い、変化に柔軟に対応することが必要です。

計画の推進にあたっては、それぞれの事業実施時に市民意見やニーズを把握するとともに、計画期間の半期を目途に、施策の取組状況や計画全体の進捗状況について点検します。

また、点検時には、より効果的になるように検討を行い、参加者数、入場者数などの実績を考慮するほか、事業の目的、取組の効果を常に意識し、実効性を高める工夫をしていきます。